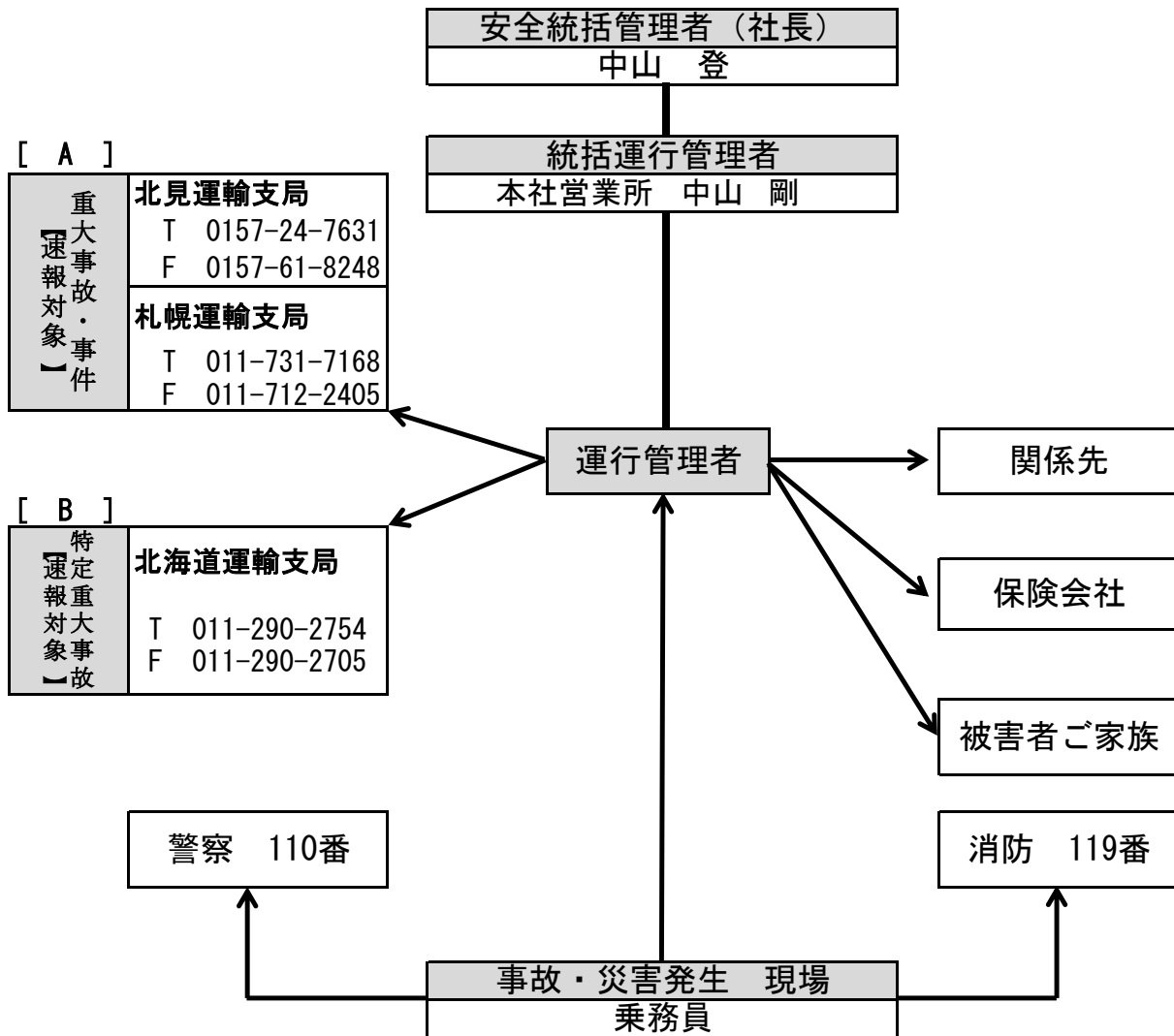


株式会社たいせつ たいせつバス 緊急連絡体制



[A]

速報の対象となる重大事故

- ①乗客に死者又は行方不明を生じた時
- ②乗客に5名以上負傷者が生じた時
- ③横転した時（路面と35度以上傾斜）
- ④転落した時（落差が0.5m以上）
- ⑤火災した時（車両又は積載物が火災）
- ⑥路外逸脱した時（④で生じた事故以外）
- ⑦踏切において鉄道車両と衝突又は接触した時
- ⑧健康起因により運転の継続ができなくなった時
- ⑨車両故障による事故が生じた時
（かじ取り装置、制動装置、車枠、車軸、シャシばね）
- ⑩鉄道・高速道路にて3時間以上の休止・通行止めをさせた時

速報の対象となる重大事件

- ①乗務員による業務中の暴行
- ②報道機関などから取材や問い合わせを受けた事件
- ③特定重大事件に繋がる予告電話、HPへの書き込み等の予告行為

[B]

速報対象となる特定重大事件

- ①バスジャック
- ②施設の不法占拠
- ③爆弾又はこれに類する爆発
- ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布